

北九州市監査公表第15号

令和3年7月30日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治（令和3年2月9日任期満了）、同 河田 圭一郎（同前）、同 森本 由美（令和3年3月26日就任）、同 渡辺 均（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、保健福祉局（地域医療課、保健衛生課、医務薬務課、保健予防課）、子ども家庭局、区役所（総務企画課、コミュニティ支援課、市民課、国保年金課、保健福祉課、保護課、出張所）及び区選挙管理委員会事務局の令和元年度及び令和2年度（令和2年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和2年11月6日から令和3年5月27日まで

4 監査の結果

（1）保健福祉局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) 子ども家庭局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 委託契約事務について

(青少年課)

令和元年度に青少年課が実施した委託契約事務について、①契約期間が平成31年4月1日から同年6月30日までの契約しか締結されていないにもかかわらず、業務は1年間行われていたもの、②仕様書に業務内容の詳細が明記されていなかったもの、③契約締結の決裁文書上の決裁を完了した日付が契約日後となっていたもの、④契約書への押印が契約期間終了後になされていたもの等、不適正な事務処理が行われていた。

市会計規則では、歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとする私人との間に契約を締結しなければならないとされている。

市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。

市支出負担行為整理区分規則では、委託料の支出負担行為として決裁を受け処理する時期は、契約を締結しようとするとき又は支出を決定しようとするときとされている。

市契約規則では、競争入札の落札の決定通知を受けたとき又は随意契約の相手方となったことを知ったときは、5日以内に契約書に記名押印しなければならないとされている。

市文書管理規則では、文書等は、すべて正確かつ迅速に取り扱うこととされている。

適正な事務処理をされたい。

イ その他事務

(ア) 効果的な事業の執行について

(子育て支援課)

放課後児童クラブ消防設備保守点検業務委託は、放課後児童クラブで使用する市有建築物において、年2回の消防用設備等の法定点検及び保守を行うものである。令和元年度の当該事業において、対象とな

る 8 5 施設で、同じ消防用設備機器点検を令和元年 1 2 月から令和 2 年 3 月までの短期間で 2 回実施しており、効果的な事業運営となっていなかった。

消防法では、消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、設置し、維持しなければならないとされている。また、同法施行規則及び消防庁告示により、消防用設備等の点検の期間は 6 月とされている。

事業の有効性と経済性の観点から、消防用設備等の点検周期の見直しを検討し、より適切な施設維持管理に努められたい。

(3) 区役所

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 委託契約事務について

(小倉南区役所総務企画課)

令和元年度小倉南区役所定期点検業務委託（建築設備）契約の実施において、予定価格が 1 0 0 万円を超えていたにもかかわらず、競争入札を行わず、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号を適用し、少額随意契約を行っていた。また、契約にあたっては、随意契約により契約する場合の事前確認表により課長及び係長が確認を行っているが、予定価格が 1 0 0 万円以下であるかという確認項目を適としており、チェック機能が働いていなかった。

地方自治法施行令では、随意契約ができる場合の一つとして、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合としており、市契約規則ではその額を 1 0 0 万円と定めている。

また、委託業務契約に係る事前確認表の作成について（契約室長通知）では、委託業務契約を締結するときは、課長が係長とともに、委託業務要綱に定める事務処理を適正に行っているか等について、事前確認表による確認を必ず行い、事前確認の結果、疑義が生じたものや不相当と認められたものは、速やかに見直しを行い、委託業務の適正化に努めることとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ その他事務

(ア) 市が事務局となっている団体の事務について

(小倉南区役所コミュニティ支援課)

小倉南区役所コミュニティ支援課が事務局となっている「まつりみなみ実行委員会」の資金前渡による物品の購入事務についてみたところ、①資金前渡者が現金を受領した日と預金通帳から引き出された日が異なる、②精算日以降に物品購入代金の領収証を受けている、③実際の精算に伴い戻入が遅れ、長期間現金を保管していた等、不適正な事務が見受けられた。

市が事務局となっている団体等の事務については、公務として行う以上、市の公金取扱いに準じた事務処理が求められる。

適正な事務処理をされたい。

(4) 区選挙管理委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。